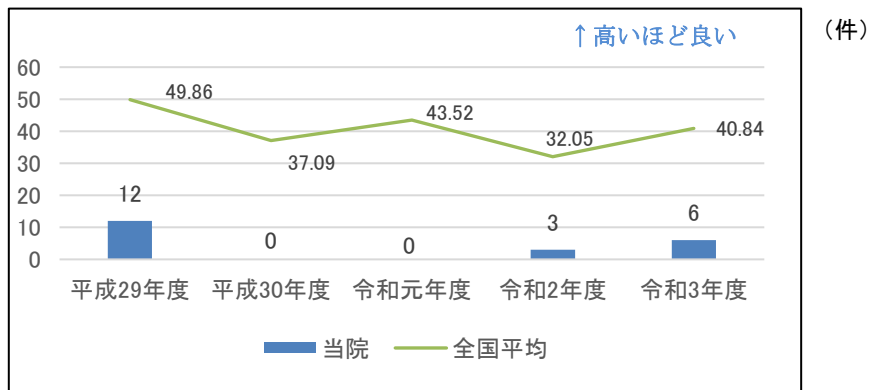


1 先進医療実施数

○項目の解説

国立大学附属病院が教育・研究・診療の社会的責任に応えるためには新しい治療法や検査法を研究・開発する必要があります。しかし我が国ではそれらの新しい治療法や検査法に効果が認められるまでには公的医療保険の適用がなされません。そのため開発された新しい治療法や検査法は公的医療保険が適用されるまで、厚生労働省が認定する医療施設において、高度医療評価制度・先進医療診療として公的医療保険との併用により提供されます。高度な医療に積極的に取り組む姿勢、高い技術を持つ医療スタッフ、十分な設備などが必要となることから、本項目は先進的な診療能力を示す指標といえます。

○当院の実績



○当院の自己点検評価

当院で行う先進医療については、安全性と共に高い治療効果と治療による身体的負担の軽減が期待できるもので、患者さんが保険診療による治療か先進医療かを自由に選択することができます。

先進医療は、診療報酬改定時(2年に1度)に再評価され、保険導入、継続、取消が決定します。保険導入及び取消により、当院で行う先進医療件数が変化します。

また、先進医療は患者さんの選択による治療であり、地域性や、疾患による対象の有無等により実施件数の増減は避けることのできない状況であり、常に実施件数減少への問題は課題となっています。

平成30年度に届出していた3件が全て保険収載されたため、暫くは登録件数が0件となりましたが、令和2年度に新たに1件登録をし、実施しています。

今後も大学病院として、更なる先進的医療の充実と提供に努めていきます。

《当院で実施している先進医療》

平成29年度

- ・内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術
- ・急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定
- ・腹腔鏡下広汎子宮全摘術

平成30年度

- ・(全て保険収載されたため登録なし)

令和元年度

- ・(登録なし)

令和2年度

- ・ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)

令和3年度

- ・ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)

○定義

当該年度1年間の先進医療診療の実施数です。

一連のものについては一連の診療をもって1件とします。

参考URL: 厚生労働省 先進医療の概要について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryouhoken/sensiniryoo/index.html

○算式 実数